

授業等閲覧のための学習者用端末利用に関するお知らせ

平素より東久留米市及び本校の教育活動に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。
2学期が始まり、既に更なる新型コロナウイルス感染防止対策の徹底を図りながら、教育活動の継続をお伝えしてきたところです。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大状況から、学校への通学が難しいお子様は欠席扱いをせず、授業等で使用する教材の配布だけでなく、タブレット端末を活用した授業等の配信を希望者に行ってまいります。

つきましては、下記の取り組みにご理解・ご協力をいただくとともに「授業等閲覧に学習者用端末を使うときのルール」をご確認いただき、希望する場合は別紙の「同意書」にご記入の上、ご提出いただきますようお願い申し上げます。

準備ができ次第お知らせしますので、よろしく願いいたします。

記

1 目的

登校できないお子様に対し、家庭に学習者用端末を持ち帰り、授業等を閲覧する活用を行う。

2 貸与する学習者用端末等について

- ①学習者用端末：ARROWS Tab Q5010/DEG
- ②充電コード

3 通信方法

原則、家庭のネットワークを利用（ご相談があれば学校へご連絡ください）

4 貸与期間

学校へ再度登校するまで
※感染状況によって変更することもあります。9月末までの実施を予定とします。

5 家庭での使用時の注意事項（厳守）

- ① タブレット端末の設定を変えないこと。
- ② 授業等の閲覧以外での利用はしないこと。
- ③ インターネットで、不適切なサイトの閲覧・投稿は行わないこと。
- ④ タブレット端末が故障したときは、学校へすぐに連絡をすること。
- ⑤ 再度登校する際は、タブレット端末と充電コードを学校に持っていくこと。

ご家庭のご協力をお願い

今回は、学校への通学が難しいお子さまへの対応として、緊急措置として行うことといたしました。準備期間が短いため、配信できることから行ってまいります。また、試行・検証も十分に行っていない中の実施となるため、画像が荒かったり途中動画が止まったりする可能性が考えられます。授業によってはお子様の個人情報の観点などから配信することが難しい場合もあつたり、急な対応によって時間通りに授業が始まらなかったりする場合があります。準備ができ次第、改めてお知らせします。

このようなことをご理解いただいたうえで、今回、お子様が登校できなく、家庭での授業閲覧を希望する場合は、裏面の「授業等閲覧に学習者用端末を使うときのルール」をお子様と共に確認いただき、「同意書」にご署名の上、学校へ提出してください。改めて、ご家庭のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。